

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「チャレンジ商品」鳥取県商品認定基準

平成26年12月25日 制定
平成30年2月16日 一部改定

第1 目的

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館（物販店舗）」内への「今月の注力商品コーナー」の設置を通じ、県内事業者の「打って出る」取組を支援することを目的とする。

第2 認定基準

チャレンジ商品の対象となる商品は、商品表示が適正であり、県内において製造・加工された商品及び県内において生産された農林水産物を主たる原材料として県外において製造・加工された商品で、次に掲げるいずれかのもをいう。

ただし、原則として販売期間中にアンテナショッププロモーションゾーン（以下「プロモーションゾーン」という。）へ出展することとし、また、物販店舗において既に販売している又は販売していた商品は除外する。

- (1) 中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」が製造・加工した商品。
- (2) 新たに開発又は改良し、販売を開始した商品で、認定申請日時点で販売開始から6月を経過していないもの。
- (3) 鳥取県ふるさと認証食品に認証された商品。

第3 認定方法等

認定のための適合審査等は次のとおりとする。

(1) 申請手続

ア 認定の申請

認定を受けようとする者は、商品エントリーシート（様式1号）および認定申請書（様式第2号）を販路拡大・輸出促進課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

イ プロモーションゾーンの利用申込

認定を受けようとする者は、申請の前後にプロモーションゾーンの利用申込書（鳥取県・岡山県共同アンテナショップ プロモーションゾーン利用申込書（様式1号-1））を鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局に提出し、販売期間中に出品するものとする。

ウ 認定及びその通知

(ア) 課長は、アの申請があったときは、申請のあった商品について、認定基準の適否をアンテナショップ運営事業者（以下「運営事業者」という。）と協議の上、決定するものとする。

(イ) 課長は、(ア)による決定内容を遅滞なく申請者に通知するものとする。ただし、認定しない旨の決定をしたときは、その理由を付すものとする。

2 販売

認定された「チャレンジ商品」については、運営事業者が販売時期を決定し、物販店舗で販売するものとする。（販売スペースの都合により、認定を受けてもすぐに販売とならない場合があります。）

3 認定の有効期限

認定の有効期限は、認定を受け、アンテナショップで販売を開始した日から1ヶ月間とする。

第4 その他

「チャレンジ商品」に対する消費者の反応、販売数量等の情報を県がとりまとめ、「チャレンジ商品」の納入事業者に情報をフィードバックするものとする。

附則

この基準は、平成26年12月25日から適用する。

附則

この基準は、平成30年2月16日から施行し、平成30年度の事業から適用する。